

# 食品製造業のための HACCP講習会のご案内

2020年7月～9月分

食品衛生法の一部改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、令和2年6月に施行されました。1年間の猶予期間を経て、令和3年6月にはすべての事業者が実施することになります。

この度、講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

## 1 日時及び会場

業種	開催日	時間	会場
菓子(パン) 製造業 ／あん類製造業	令和2年7月17日(金)	13:30～15:30	北村山地域振興局講堂 (村山市榑岡笛田4-5-1)
	令和2年7月22日(水)	13:30～15:30	西村山地域振興局講堂 (寒河江市大字西根字石川西355)
	令和2年7月31日(金)	13:30～15:30	村山総合支庁講堂講堂 (山形市鉄砲町2-19-68)
そうざい製造業	令和2年8月4日(火)	13:30～15:30	北村山地域振興局講堂
	令和2年8月7日(金)	13:30～15:30	西村山地域振興局講堂
	令和2年8月25日(火)	13:30～15:30	北村山地域振興局102会議室
	令和2年8月28日(金)	13:30～15:30	村山総合支庁講堂講堂
かん詰・びん詰食品 ／ソース類製造業	令和2年9月2日(水)	13:30～15:30	北村山地域振興局講堂
	令和2年9月23日(水)	13:30～15:30	西村山地域振興局講堂

※ 住所地にかかわらず、いずれの会場でも受講可能です。

- 2 内容** (1)説明及び実習  
「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について」  
(2)情報提供  
(3)質疑・応答
- 3 対象** 従業者が50人未満の食品製造業者  
(同様の講習会に参加したことのない方を対象としています。)
- 4 申込み** 裏面に記載してFAX送付するか、電話で下記担当にご連絡ください。
- 5 その他** 希望者多数の場合、別の開催日への参加をお願いする場合があります。

担当：村山保健所生活衛生課 食品衛生担当 電話：023-627-1125  
FAX：023-627-1107

# FAX送付票

村山保健所生活衛生課  
食品衛生担当あて  
(FAX:023-627-1107)

店舗(会社)名等: \_\_\_\_\_.

住所: \_\_\_\_\_.

電話: \_\_\_\_\_.

FAX: \_\_\_\_\_.

担当者名: \_\_\_\_\_.

## 「食品製造業のためのHACCP講習会」申込み

### 参加者

おなまえ	参加業種	参加日
(例) 村山 保子	(例) 菓子製造	(例) 7月31日

※開催日の5日前までお送りください